

請書

採用支援広告サービスの提供（以下「業務」という。）に関する令和3年12月1日付け請負契約について、以下の条項及び別添仕様書によりお請けします。

（業務の名称、期間等）

第1条 業務の名称、期間、業務内容等、契約金額及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 名 称 採用支援広告サービスの提供
- (2) 期 間 契約日から令和4年3月31日まで
- (3) 業務内容等 別添仕様書のとおり
- (4) 契 約 金 額 金 990,000円
（うち消費税及び地方消費税額90,000円を含む）

- (5) 納 入 場 所 別添仕様書のとおり

（業務完了の検査）

第2条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員らに必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

（代金の支払）

第3条 受注者は、前条第2項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

（履行遅延の賠償）

第4条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかったときは、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前2項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、また、前項の場合においては遅延した業務部分に対する請負代金相当額に対し、遅延日数に応じ民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合でそれぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

（秘密の保持）

第5条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第6条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りで

はない。

- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) 民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 発注者は、第1項の場合のほか、本業務による職員の採用を中止する場合には、この契約を解除することができる。

なお、この解除にあたっては、何らかの催告を要しない。

- 3 第1項及び前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第7条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができます。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）
 - (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合
 - (3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第8条 前二条の規定により契約が解除された場合（ただし、第6条2項による解除の場合を除く）には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(契約の疑義)

第9条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

令和3年12月1日

受注者 東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号 渋谷クロスタワー12F
株式会社ビズリーチ
代表取締役 多田洋祐

最高裁判所支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏本厚司殿

責任者 代名:

連絡先:

事務担当者 代名:

連絡先:

仕様書

1 案件名

採用支援広告サービスの提供

2 業務実施期間

令和3年12月1日（水）から令和4年3月31日（木）まで

3 目的

裁判手続のIT化等に適切に対応していくに当たり、IT技術に関して高度な専門的知識経験を有する職員を採用するため、以下のスケジュールを目安に効率的な採用広告等を行って応募者を広く募ることで、適任者を確保する。

(1) 12月

受注者のホームページ内に特集ページを作成する広告等に関する契約締結・採用広告準備

(2) 1月

インターネット上の記事掲載を中心とした採用広告（公募手続）実施

(3) 3月上旬まで

発注者において、応募者に対し選考手続実施、合格者決定

(4) 4月1日

採用

4 業務内容

(1) 業務予定表の作成及び提出

受注者は、令和3年12月2日（木）までに、本件業務の業務スケジュールを記載した業務予定表を作成し、発注者の承認を受けること。

(2) ミーティング（導入（及び定例））の実施

本件業務を円滑に実施するため、最高裁判所内において導入ミーティング及び定例ミーティングを開催するので、受注者はこのミーティングに参加（ウェブ会議ソフト等によるリモート参加も可）し、業務の進捗状況等を報告すること。

(3) 発注者ヒアリング（人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成等に関するもの）の実施

受注者は、発注者に対するヒアリング（書面によることも可）を行い、発注者の人材要件、求人内容、求人票記載事項、ウェブ掲載記事の作成に関する事項等を確認し、(4)のウェブ掲載記事等を作成すること。

(4) ウェブ掲載記事原稿（案）の作成

受注者は、令和3年12月24日（金）までに、(3)のヒアリングをもとに、発注者の募集内容等を求職者に紹介するウェブ掲載記事原稿（案）を作成し、発注者の承認を得ること。

なお、ウェブ掲載記事原稿（案）の作成に当たっては、受注者は、発注者が求める人材に近い応募者を集めるため、必要な具体的なスキルや職務経験といった発注者が求めた人物像の設計について具体的なアドバイスを行って記事を作成するほか、受注者が当該求人をするに至った背景事情等についても掘り下げて記事を作成する等、応募者に対して効果的に訴求する内容で記事を作成できるように支援を行うこと。

(5) ウェブ掲載記事等の公開

受注者は、(4)において作成し、発注者の承認を得たウェブ掲載記事を受注者の運営する受注者のホームページ内に掲載すること。

なお、掲載期間は、令和4年1月18日（火）からとする。

(6) 求人情報の案内

受注者は、受注者の登録会員のうち、発注者の人材要件を満たすと思われる者に対して、電子メールその他適宜の方法により発注者の求人情報を案内する。

(7) 選考に関する応募者とのやり取りを効率的に行う環境等の整備

受注者は、応募の受付、応募者の情報の取りまとめ、応募者への連絡など、人材の募集事務を行うことができるデータベースをオンラインで構築し、発注者に使用させる（業務実施期間中、発注者が応募者の情報を常時閲覧することができる環境を含む。）など、発注者が応募者とのやりとりを効率的に行うことができる環境を提供すること。

なお、当該データベースは、オンライン環境上で選考実施に関する全ての活動が完結でき、情報セキュリティの安全性について担保できるものとする。

(8) 採用選考手続全般に対する支援

受注者は、発注者の求めにより、必要に応じて選考及び面接に関するレクチャー（ウェブ会議ソフト等によるリモートによるレクチャーも可）を行うとともに、マニュアル等の参考資料を提供し、発注者が求める人材を適切に選考できるようにアドバイスすること。また、公募、選考実施及び面接等の実施に関するアドバイスを求められたときは、適宜、誠実にこれに対応すること。

5 提出物及び提出期限等

(1) 提出物

ア 業務予定書	令和3年12月2日（木）
イ ウェブ掲載記事原稿（案）	令和3年12月24日（金）
ウ 業務完了報告書	令和4年3月31日（木）

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所

イ 提出方法

提出物は電子データによる。

電子データは、[REDACTED] のいずれかで読み

取り可能な形式又はPDFデータとし、電子メールにて提出すること。

6 その他

(1) 提出物に関する知的財産権の帰属

本案件により作成された提出物等に関する知的財産権は、いずれも発注者に帰属する
(ただし、受注者のホームページに掲載されたものを除く。)。

(2) 守秘義務

ア 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

イ 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係わる体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えないしないこと。

ウ 受注者の故意又は過失によって、前記ア又はイの秘密が外部に漏えいする等の事故が発生し、又はそのおそれが生じた場合には、受注者は直ちに事故の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。

エ 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。

(3) 費用負担

本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途発注者に請求しないものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項等について

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者の双方の協議によって決定するものとする。